

日本労働年鑑 第26集 1954年版

The Labour Year Book of Japan 1954

第一部 労働者状態

第四編 賃金と労働条件

第三章 労働災害と職業病

第一節 労働災害の概況

一九五二年中におけるわが国労働災害の発生状況を、労働省労働基準局安全課の集計にかかる労働者死傷報告の数字によつてみよう。

(註)労働災害統計は次の三種類のもので調査作成されている。(一)労働者死傷報告による災害統計——これは、労働基準法の適用を受ける事業所において発生した労働災害について、労働基準法施行規則(第五七条)にもとずき、その事業所から都道府県労働基準監督署、同労働基準局を通じて報告されたものを労働省労働基準局が集計整理した数である。(二)労働者災害補償保険法による災害統計——労働者災害補償保険法に基づき、その保険に加入している事業所(法第三条及び同施行規則第三条)において発生し、労働補償の申請が行われた業務上の負傷及び疾病(休業七日以上及び一件一〇〇〇円以上)について、都道府県労働基準監督署、同労働基準局を通じて労働省労働基準局が把握、集計したものである。ただし本年鑑にはこの統計表の発表が遅れたため掲載できなかった。

(三)鉱山災害統計——鉱山保安法の適用を受ける鉱山産業において発生した労働災害について 通産省鉱山保安局が集計したものである。

第113表によつて一九五一年と五二年とを比較すると、死傷発生数は全体として七%の減少をみせてはいるが、死亡や休業八日以上災害が増加しており、産業別では、農林業(二%)建設事業(一八%)が大巾に増加している。また死傷総数では減少している鉱業も休業八日以上の重傷数は増えている。

次に第114表によつて年少労働者の災害発生状況をみると、使用年少労働者数に対して死傷件数の割合が比較的多い業種としては鉱業、貨物取扱事業、(約一一%)、建設事業(約八・四%)などとなっている。

(註)第113表は労働基準法施行規則第五七条によつて報告された発生月別死傷災害数を総計したもので、死亡数のみ実数、他の負傷数と計とは一〇〇件以上の概数としてあらわされている。業種区分は労働基準法第八条の区分規定による。第114表は一九五二年の一か年分の一括報告の件数であり、すべて一〇〇件以上の概数で示されている。なお第113表の合計(五〇万二五〇〇)と第114表の合計(四八万四四〇〇)の相違は、報告の仕方がちがひ、締切期日を異にしているのによる。

死傷災害を原因別にみると第115表の通りであつて、鉱業を除く全産業の災害発生比率では取扱運搬や飛来崩壊などの原因によるものが多くて全体の五〇%を占めている。死因別では動力運搬機や飛来崩壊および高所からの墜落などによるものが大半を占めており、殊に貨車・自動車などの災害による死亡率の高いことが分る

(註)この原因区分は、死傷災害を原則としてその直接原因別に分けたもので、二つ以上の複合

原因によるものは主な一原因に分類してある。なお、全産業のうち除かれた鉱業は、鉱山保安法の適用を受ける鉱業部門である。

第116表には災害の産業別発生状況が度数率と強度率とで示されているが、度数率・強度率ともに高い業種として運輸事業中の水運荷役請負業が目立っており、その他に林業、建設業、製造業中の木材及び木製品製造業・金属製品製造業・輸送用機械器具製造業、運輸通信業中の一般貨物自動車運送業などがみられる。

(註)第116表は常時一〇〇人以上の労働者を使用する、表記業種に属する事業場約七四〇〇、労働者約三〇〇万人について調査したものである。業種分類は日本標準産業分類による。災害率統計調査は従来、労働基準局安全課で労働災害実態調査としておこなわれて来たのであるが、一九五二年四月から統計調査部がおこなうことになり、この調査の結果が「毎月労働災害統計調査結果表」という名前で労働省統計調査部編「労働統計調査月報」の一九五二年八月号から掲さいされている。

この調査は従来安全課調査を単に引ついただけでなく、それをより発展せしめたものであるといえる。すなわち以前の災害率統計の調査対象が常時一五〇人以上の労働者を使用する全国の事業場(製造業、運輸業、ガス・電気・水道の公益事業、建設業で、官営事業及び鉱業を合んでいない)であつたのに対して、今度の調査は林業、鉱業、建設業、製造業、運輸通信及びその他の公益事業、サービス業中の自動車修理業の六産業に属し、常時一〇〇人以上の労働者を使用する事業場のうち、管理事務および技術関係労働者のみを以つて構成する事業場と駐留軍直営の事業場を除いたすべての民官公営事業場を対象としており、これらの事業場において毎月発生する休業一日以上から死亡に至るまでの災害件数とその労働損失日数についておこなわれる。したがつて従来安全課調査に比較して、対象事業場の規模が労働者一五〇人から一〇〇人へと拡大されたのであるが、その上、同一産業同一規模の対象事業所数も相当増加し、調査規模の拡大とともにいつそう厳密になつたといわれる(労働統計調査月報一九五二年八月号参照)。

ここに掲さいした表は、基準局安全課が労働統計調査部の資料に基き、それに多少手を加えた上、発表したもので、鉱業部門が除かれている。なお、度数率は労働災害発生頻度をあらわす数値で一〇〇万労働時間当りの災害件数としてあらわし、強度率は労働災害発生重篤度をあらわす数値で、一〇〇〇時間当りの損失日数(死亡、永久労働不能は計算上七五〇〇日)を示す。それぞれの発生率は次のように計算される。

- 〃 度数率 = 労働災害発生件数 / 総実労働時間数 × 1,000,000
- 〃 強度率 = 労働損失日数 / 総実労働時間数 × 1,000

日本労働年鑑 第26集 1954年版
発行 1953年11月20日
編著 法政大学大原社会問題研究所
発行所 時事通信社
* * * * 年 * * 月 * * 日公開開始

